

令和2年9月23日

保護者の皆様

多摩市立貝取小学校長 小川 貴史

9月24日(木曜)の台風12号の対応について

日頃より、本校の教育活動にご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、ニュース等で報道されているように、台風12号は、明日24日の朝から正午過ぎにかけて関東地方東側の海上を通過し、進路の状況によって強い風雨が予想されます。

台風時における学校の対応(臨時休業等)については、先週9月15日に多摩市教育委員会が作成した通知「台風等による臨時休業、登校時刻の変更等の対応に関する指針について」(以下、市通知・裏面に同一の文書を再掲載)を配付しており、この通知に基づいて対応していきます。

本校における対応については以下の通りとなりますのでお知らせいたします。

記

1 9月24日木曜の登校について

市通知に記載の通りです。特に明日の朝の登校に関わる内容を以下の通り抜粋しました。

- (1)・午前6時現在で気象庁から「多摩市地域」に特別警報又は暴風警報が発令された場合
(大雨警報ではありません。暴風警報です。) →休校となります。
 - ・貝取小学校区の地域に避難勧告または避難指示が発令された場合 →休校となります。
- (2)午前6時を過ぎてから、登校時刻(8時15分)までの間に(1)に示した警報や避難指示等が発令された場合
→休校となります。すでに学校に到着している児童がいた場合は、留め置き、保護者の引き取りにより下校となります。

※登校時間帯における、強い風雨の影響等を踏まえ、ご家庭の判断により、お子さんの登校を遅らせたり欠席したりする場合には、遅刻・欠席扱いにはなりません。このような場合は、電話または電子メールで学校に連絡ください。

学校再開後の欠席・遅刻連絡は、以下の通りといたします。

①電子メール アドレス名は全て半角・小文字です。

アドレス daihyo-kaidori-sho@city.tama.ed.jp

メール本文に、「お子さんの学年・学級・名前」「遅刻または欠席のどちらか」「ご連絡いただいた方(保護者)の氏名」を明記してください。

メールの件名(タイトル)は「欠席・遅刻連絡」としてください。

②電話【当日の8時00分～8時15分】

「お子さんの学年・学級・名前」をお伝えください。

2 地域未来塾(貝チャレ)について

9月24日の貝チャレは中止とします。

3 その他

上記以外の対応(以下の例を参照)が必要になった場合、本校ホームページやスクールメールアシストによる連絡をいたします。ご確認をお願いします。

(例 9月24日の午後下校時間帯に暴風雨となり、下校時刻を変更する場合等)

【問合せ先】

多摩市立貝取小学校 副校長 高橋 篤

TEL 042-376-0234



令和2年9月15日

保護者の皆様

多摩市教育委員会
教育長 清水 哲也

台風等による臨時休業、登校時刻の変更等の対応に関する指針について

日頃から、本市の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

多摩市教育委員会では、これまでに発生した台風への対応等を踏まえ、下記のとおり、指針を示すこととしました。

保護者の皆様には、今後は各学校が本指針に基づいた対応を行うことについて、ご理解をいただきますとともに、各学校の対応について、ご協力くださるようお願いいたします。

記

1 臨時休業・登校に関わること

- (1) 午前6時現在で、気象庁から「多摩市」地域に特別警報（大雨・暴風・大雪・暴風雪等、現象を問わない）又は暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合は、市内全小・中学校を臨時休業とします。
- (2) 午前6時現在で、学区の地域に「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」（以下、避難情報という。）が発令されている場合は、当該校は臨時休業とします。
- (3) 各公共交通機関から計画運休が発表され教職員の通勤に影響が生じる場合、また、特別警報又は暴風警報・暴風雪警報、あるいは避難情報の発令はないが、台風や降雪等の予報に鑑み、登校に支障が生じる可能性が高い場合は、児童・生徒の登校時刻の変更等、必要な対応をとります。
- (4) 上記（1）、（2）及び（3）に該当しない場合は、児童・生徒は通常どおり登校することとします。

なお、午前6時を過ぎてから登校時刻までの間に、特別警報又は暴風警報・暴風雪警報、あるいは避難情報が発令された場合も速やかに臨時休業とします。その際、既に児童・生徒が登校している場合は、特別警報等が解除されるまで学校に留め置き、保護者の引き取りにより下校することとします。

また、天候状況を踏まえ、保護者の判断により児童・生徒が登校を見合わせた場合は、欠席とはなりません。

2 下校に関わること

- (1) 台風の予想進路が関東地方を直撃し、下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、授業を午前中のみ短縮し、給食をとらせ、保護者による引き取り又は集団下校等の措置をとる場合があります。
- (2) 児童・生徒が学校にいるときに特別警報又は暴風警報・暴風雪警報、あるいは避難情報が発令され、下校時刻過ぎまで影響がある場合は、安全確保のために児童・生徒を学校に留め置きます。警報等が解除されたのち、下校の際には、保護者による引き取り又は通学路等の安全を確認した上での集団下校等の措置を行います。

3 対応の決定について

(1) 台風等による臨時休業、登校時刻又は下校時刻の変更等対応をとる可能性が高い場合は、前日に学校が各家庭への文書の配布、学校メール及び学校ホームページにより、翌日の対応について連絡します。

(2) 学校は、事前に保護者に周知した内容から対応に変更がない場合は、その後の連絡は行いません。

(例：午前6時現在の暴風警報の発令により臨時休業となった場合、学校は改めて学校メール等で家庭への連絡を行いません。)

4 給食費の対応について

台風等で臨時休業となった場合は給食は停止されます。その際の給食費の取扱いは、減額対象とはなりません。予めご了承ください。

[担当]

多摩市教育委員会

(安全指導に関すること)

教育指導課 042-338-6913

(通学路に関すること)

学校支援課 042-338-6876

(給食に関すること)

学校給食センター 042-375-4661